

平成26年6月10日開催

議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

平成26年6月10日(火)午後2時 田辺市役所別館 3階

農業委員数39名

出席者33名

1番 峯 宏好	2番 玉置 俊裕	3番 山本 芳雄	4番 浅井 洋司
		7番 前田 登	8番 森 敦孝
9番 船本 幸雄	10番 丸屋 弘吉	11番 小谷 清雅	12番 田和 芳雄
13番 山下 繁一	14番 中山 敏久	15番 瀧本 和明	16番 杉若 陽一
	18番 坂本 一馬	19番 横尾 泰行	20番 小山 茂廣
21番 那須 京子	22番 那須 克	23番 上森 力	24番 原 さだ
25番 玉置 伸		27番 溝口 健治	
29番 坂本 茂久	30番 松窪 俊英	31番 岡上 達	32番 長嶺 博司
33番 川井 洋之	34番 中村 洋子	35番 矢敷 勇氣男	36番 松本 忠巳
37番 峯園 五郎	38番 石谷 強		

欠席者	5番 市橋 宗行	6番 向日 一義	17番 泉 雅行
	26番 鈴木 直孝	28番 上中 悠司	39番 蔭地 明一

事務局 局長 愛須 誠 農地係長 小倉 淳志 主査 松平 忠敏

会議録署名委員 37番 峯園 五郎 38番 石谷 強

議長 長 皆さんこんにちは。定刻でございますので、ただ今から初めたいと思います。6月に入りまして梅の収穫等、大変忙しい時期でございますけれども、ご出席いただきまして有難うございます。それから、先月ご報告をさせていただきました、我々、田辺市農業委員会が農林水産大臣賞をいただき、5月20日に県庁の方で受賞式がございまして、瀧本副会長、愛須局長と一緒にいただきに行って参りました。ここに賞状を置いております。この賞につきましては、田辺市農業委員会が過去の先輩方の歴史の上に、平成17年に大同合併をいたしまして、近畿で一番、和歌山県の4分の1の面積になった我々の農業委員会が、それぞれの事情の違う農業委員会が合併をして、その後9年間になるんですけども、皆さん方と一致協力して運営をしてきたという事が評価につながったという事でございます。今後とも、この賞に恥じないようお互いに精進をして、頑張っていかなければいけないなど、このように思っておりますので、よろしく願いを申し上げます。それから全国的な情報ですけども、5月14日に政府の規制改革会議に、JAそれから我々農業委員会に対しまして非常に厳しい提案がございました。JAにつきましてはコメントを差し控えますけれども、我々農業委員会につきましても、今やっております公選制を廃止して、市長、村長が任命をして議会が承認をするというような方法で、話が進んでいるようでございますけれども、それに対しまして、それぞれの全国農業会議所だとか県の農業会議を含めですね、いろいろ異論を唱えて、反対なり、またいろんな運動をしているようでございます。ただ、言えることは10年間で農業所得が半減し、今の農業就労人口の平均年齢が66歳、それから49歳以下の後継者といえる方々が7パーセントしかないという、時間

的な数字でですね、今日の新聞でも13年の和歌山県の農業の後継者の就農者がまた減ったという事で、その原因としては、反対に景気が若干良くなって、IターンUターンの方が減ってきた、また農業をされていて勤めに出るようになったと、こういう何か痛し痒しの情報でございまして、非常に悲喜交々のとこでございすけども、それはそれとして、我々も農地行政がどういう風になっていくか分かりませんが、しっかり頑張っていかなあかんと思っております。それでは、挨拶はこれくらいにいたしまして、本日は欠席の委員さんが多いので先に連絡させていただきます。5番の市橋宗行委員さん、6番の向日一義委員さん、17番の泉雅行委員さん、26番の鈴木直孝委員さん、28番の上中悠司委員さん、39番の蔭地明一委員さんです。それでは、早速でございすけども、田辺市農業振興地域整備促進協議会を開催いたします。田辺市農業振興地域整備計画変更申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

農振課 岡本

田辺農業振興地域整備計画変更申請の農用地区域への編入について説明いたします。1番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は、〇〇〇字〇〇〇〇、他5筆、合計面積1,986㎡です。地目は台帳が畑と田、現況は樹園地と畑、申請の理由は梅畑です。編入1件です。編入面積は、1,986㎡。続いて除外になります、2番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、他に1筆、合計面積は2,755㎡、地目は台帳が田と畑、現況は樹園地です。変更の理由は太陽光パネル設置でございす。3番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は906㎡、地目は台帳が畑、現況は樹園地です。変更の理由は太陽光パネル設置でございす。4番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は621㎡、地目は台帳が田、現況は休耕畑です。変更の理由は太陽光パネル設置でございす。5番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は2,024㎡、地目は台帳が畑、現況は樹園地です。変更の理由は太陽光パネル設置でございす。6番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は956㎡、地目は台帳、現況共に畑です。変更の理由は太陽光パネル設置でございす。7番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は1,631㎡です。地目は台帳が畑、現況は樹園地です。変更の理由は住居でございす。8番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は262㎡です。地目は台帳、現況共に畑です。変更の理由は住居でございす。9番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は100㎡です。地目は台帳が田、現況は畑です。変更の理由は太陽光パネル設置でございす。10番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は669㎡です。地目は台帳が畑、現況は休耕畑です。変更の理由は太陽光パネル設置でございす。11番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、合計面積は706,43㎡です。地目は台帳が畑、現況は休耕畑と進入路です。変更の理由は公園でございす。12番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は1,433㎡、地目は台帳が畑、現況は樹園地です。変更の理由はコンビニでございす。

13番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、他に1筆、合計面積は1,015㎡、地目は台帳が畑、現況は樹園地です。変更の理由はコンビニでございます。14番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、合計面積は1,149㎡、地目は台帳、現況共に畑です。変更の理由は太陽光パネル設置でございます。15番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は1,150㎡、地目は台帳が畑、現況は畑と資材置場です。変更の理由は太陽光パネル設置でございます。16番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、合計面積は945㎡、地目は台帳、現況共に畑です。変更の理由は太陽光パネル設置でございます。17番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、合計面積は1,495㎡、地目は台帳が畑、現況は樹園地です。変更の理由は分譲住宅でございます。18番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は916㎡、地目は台帳が田、現況は放棄地です。変更の理由は太陽光パネル設置でございます。19番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、合計面積は898㎡、地目は台帳が畑、現況は樹園地です。変更の理由は太陽光パネル設置でございます。20番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は28㎡、地目は台帳が田、現況は休耕田です。変更の理由は道路でございます。21番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、合計面積は35,87㎡、地目は台帳が田、現況は休耕田です。変更の理由は資材置場でございます。22番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は2,19㎡、地目は台帳が田、現況は休耕田です。変更の理由は資材置場でございます。除外面積は19,697,49㎡。田辺農業振興地域整備計画変更申請、編入1件、除外21件、編入合計1,986㎡、除外合計19,697,49㎡、総計17,711,49㎡です。続きまして中辺路農業振興地域整備計画変更申請です。1番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、合計面積は1,271㎡です。地目は台帳が田、現況は休耕田です。変更申請の理由は太陽光パネル設置です。2番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、他に5筆、合計面積は1,681㎡、地目は台帳が田、現況は休耕田です。変更の理由は墓地でございます。3番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇です。面積は638㎡です。地目は台帳が畑、現況は休耕畑です。変更申請の理由は店舗です。4番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇です。面積は1,342㎡です。地目は台帳が畑、現況は休耕畑です。変更申請の理由は太陽光パネル設置です。中辺路農業振興地域整備計画変更申請、4件、除外合計は4,932㎡です。続きまして大塔農業振興地域整備計画変更申請です。1番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は199㎡です。地目は台帳が畑、現況は休耕畑、変更の理由は公園です。2番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、面積は783㎡です。地目は台帳、現況共に田、変更の理由は駐車場です。大塔農業振興地域整備計画変更申請、2件、除外合計は982

m²です。以上です。ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 それでは、審議をいただきますが、〇〇〇〇委員の案件を除きまして、逐条審議をお願ひ申し上げます。田辺農業振興地域整備計画変更申請の1番。

〇〇番 委員 〇〇番です。異議ございません。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番です。2番、3番、4番異議ありません。

議 長 はい、5番。

〇〇番 委員 〇〇番です。5番について異議ございません。

議 長 はい、7番。

〇〇番 委員 〇〇番です。7番、8番につきましては子供の住居という事で異議ございません。

議 長 はい、9番。

〇〇番 委員 〇〇番です。9番について異議ございません。

議 長 はい、10番。

〇〇番 委員 〇〇番です。10番から13番まで異議ありません。

議 長 はい、14番。

〇〇番 委員 〇〇番です。14番から18番まで異議ございません。

議 長 はい、19番。

〇〇番 委員 〇〇番です。19番について異議ございません。

議 長 はい、20番。

〇〇番 委員 〇〇番です。20番から22番異議ございません。

議 長 はい、田辺農業振興地域整備計画変更申請以上21件について異議なしとのことをございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、〇〇〇〇委員さん退席お願ひします。
(〇〇〇〇委員退席)

議 長 はい、それではお願ひします、6番。

〇〇番 委員 〇〇番です。6番について異議ありません。

議 長 6番について異議なしとのことをございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、そのようにさせていただきます。
(〇〇〇〇委員着席)

議 長 はい、続きまして、中辺路農業振興地域整備計画変更申請の1番。

〇〇番 委員 〇〇番です。1番、2番について異議ございません。

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番です。3番について異議ございません。

議 長 はい、4番。

〇〇番 委員 〇〇番です。4番について異議ございません。

議 長 はい、中辺路農業振興地域整備計画変更申請以上4件について異議なしとのことをございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、大塔農業振興地域整備計画変更申請の1番。

〇〇番 委員 〇〇番です。1番、2番について異議ございません。

議 長 はい、大塔農業振興地域整備計画変更申請以上2件について異議なしのこととでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定の申し出がございまして事務局の説明をお願い申し上げます。

農振課 福田 皆様こんにちは、まず始めに農用地利用集積計画の合意解約から報告します。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、地目は田、面積は1,804㎡です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は、平成26年5月8日です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は畑、面積は、887㎡です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は、平成26年5月13日です。以上、2件報告させていただきます。続きまして田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の1,900㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成26年7月1日から平成29年6月30日の更新です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、他2筆、畑の1,072㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成26年7月1日から平成32年7月31日の新規です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の301㎡です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成26年7月1日から平成32年7月31日の新規です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の1,054㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間4万円の口座払い、期間は平成26年7月1日から平成31年6月30日の更新です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の3,078㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のミカン、期間は平成26年7月1日から平成36年6月30日の新規です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の1,697㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のミカン、期間は平成26年7月1日から平成36年6月30日の新規です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、他2筆、畑の4,723㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅とミカン、期間は平成26年7月1日から平成36年6月30日の新規です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の926㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成26年7月1日から平成32年6月30日、新規です。9番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、田の1,771㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成26年7月1日から平成31年6月30日、更新です。10番、〇〇〇字〇〇〇〇、他2筆、畑の637㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜とシ

キミ、期間は平成26年7月1日から平成27年6月30日、新規です。11番、〇〇〇字〇〇〇〇、他3筆、田の1, 489㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成26年7月1日から平成29年6月30日、新規です。12番、〇〇〇字〇〇〇〇、他2筆、田の1, 449㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成26年7月1日から平成29年6月30日、新規です。13番、〇〇〇字〇〇〇〇、他9筆、畑の6, 199㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅とミカン、期間は平成26年7月1日から平成36年6月30日、新規です。合計13件、34筆、26, 296㎡、貸手13名、借手9名です。この13件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

はい。有難うございます。それでは、農用地利用集積計画の合意解約につきまして、ご意見、ご質問ございませんか。

〇〇番 委員

〇〇番です。2番の〇〇〇の件ですけど、これは貸手の〇〇〇〇さんの認識が大変甘かったという事で、私たちがガックリしているところですけども、8月頃に利用権を設定いたしまして、正月には返してくれという事になりまして、これはすごいな、私共としてはお互いに合意解約ですのでは何ら問題が無いん違うんかという事だったので、ここには軽量鉄骨でりっぱなハウスを建ったのですが、後継者の方が農業をしないとしまして、誰か借りてくれる人は無いかという事で探しておったところ、〇〇〇〇さんが仲立ちをしまして〇〇〇〇さんに借りてもらうという事で、〇〇〇〇さんが8月に5年契約で利用権設定をして、イチゴの観光農園という事で新しい道を開くためにやったのですが、一生懸命夏から正月まで、りっぱなイチゴを作り喜んでいたんですけど、正月あけてから突然返してくれという事で、〇〇〇〇さんも大変ショックだったと思います。それで、合意解約なので何ら問題ないんじゃないんですかと言ったんですけども、こういったことは2度と無いようにという事で、農業委員会と関係者の方で寄って話を聞いて欲しいという事で、〇〇〇〇で、仲立ちした〇〇〇〇さんと愛須局長と農業振興課の尾崎さんと、そして私たち農業委員と〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんも交えまして話をしました。それで前回、農業振興課から説明文の中に、「正当な理由がない一方的な解約は認められませんので、双方十分な協議の上合意解約に努めること」、この文言をきちんと入れてもらいましたので、今後、皆さんこういう事の無いようにやっていただきたいと思います。

議 長

はい、有難うございます。ただ今の事につきまして、ご意見ご質問ございませんか。

(なしの声あり。)

議 長

ないようでございますので報告とさせていただきます。はい、それでは利用権設定の逐条審議をお願い申し上げます。1番。

〇〇番 委員

はい、〇〇番です。1番について更新で異議はございません。

議 長

はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番です。〇〇〇〇さんが勤めに出ている関係で、なかなか耕作できないという事で、〇〇〇〇さんの紹介で〇〇〇〇さんが作ることになりました。2番、3番について異議はございません。

議 長 はい、4番。

〇〇番 委員 〇〇番です。更新で異議ありません。

議 長 はい、5番。

〇〇番 委員 〇〇です。貸手側の〇〇〇〇さんが高齢のために、〇〇〇〇さんに借りていただくという事で異議ございません。

議 長 はい、6番。

〇〇番 委員 はい、〇〇番です。〇〇〇〇さんは青年就農給付金を受ける方で、〇〇〇〇さんとは親戚です。6番、7番、8番異議ございません。

議 長 はい、9番。

〇〇番 委員 〇〇番です。更新であり異議ございません。

議 長 はい、10番。

〇〇番 委員 〇〇番です。貸手の〇〇〇〇さんとは体調を崩されまして、土地の近くである〇〇〇〇さんが借りて管理するとの事で異議ございません。

議 長 はい、11番。

〇〇番 委員 〇〇番です。11番、12番につきまして、〇〇〇〇さんが農地を耕作する近くの田圃でございまして、異議ございません。

議 長 はい、13番。

〇〇番 委員 〇〇番です。これは〇〇〇の方ですけども、畑が担当する地区なので説明させていただきます。この〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは親戚同士で、この〇〇〇〇さんの梅畑は非常に良い梅畑なんですけど、ここ2年程放棄地のような状態になっていましたので良かったと思います。異議ございません。

議 長 はい、以上13件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。それでは、本日の会議録署名委員に、37番の峯園五郎委員さん、38番の石谷強委員さん、よろしく願いをいたします。それでは議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第4条申請について、議案第3号農地法第5条申請について、議案第4号相続税の納税猶予に関する適格者証明について、議案第5号許可書の返納（農地法第5条）について、報告第1号農地等売渡あつせん成立について、報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知について、報告第3号農地使用貸借契約の合意解約通知について、を上程させていただきます。それでは、関連がございまして報告第3号農地使用貸借契約の合意解約通知について、事務局の説明をお願い申し上げます。

松平 主査 10ページをお願い申し上げます。報告第3号農地使用貸借契約の合意解約通知です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は406㎡、他16筆ございまして、合計面積は登記簿が15,084、91㎡の内11,212、91㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は平成25年12

- 月 3 1 日です。理由は長男から次男への経営移譲のやり直しです。以上 1 件報告申し上げます。
- 議 長 報告第 3 号について、ご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)
- 議 長 ないようでございますので、報告第 3 号、報告とさせていただきます。それでは議案第 1 号農地法第 3 条申請について、事務局の説明をお願い申し上げます。
- 松平 主査 1 ページをお願いします。議案第 1 号農地法第 3 条申請を説明させていただきます。1 番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は 2 5 5 m²、他 1 筆、合計面積は 1, 3 1 5 m²です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。2 番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は 8 6 6 m²、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。3 番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は 4 0 6 m²、他 1 6 筆、合計面積は登記簿が 1 5, 0 8 4、9 1 m²の内 1 1, 2 1 2、9 1 m²です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借 1 1 年間設定の経営移譲です。4 番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は 1 1 9 m²、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。5 番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は 1 2 2 m²、譲渡人〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。営農計画書が添付されておりました野菜とシキミを作られるそうです。以上 5 件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第 3 条第 2 項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
- 議 長 それでは逐条審議をお願い申し上げます。1 番。
〇〇番 委員 はい、〇〇番です。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは親子でございます、異議ありません。
- 議 長 はい、2 番。
〇〇番 委員 はい、〇〇番です。この田は〇〇〇〇さんのちょうど家の前になりまして、利便性も良いかと思えますので異議ございません。それと 3 番ですが、当初長男が後継でやるという形だったんですけど、現在は弟の〇〇〇〇君がやっております。精力的にやっておりますので何ら問題ありません。
- 議 長 はい、4 番。
〇〇番 委員 〇〇番です。担当は〇〇番の〇〇〇〇委員なんですが、今日はどうしても出席できませんので、異議がないと伝えて欲しいという事です。
- 議 長 はい、5 番。
〇〇番 委員 はい、〇〇番です。近所同士でございます。特に異議ございません。
- 議 長 はい、以上 3 条申請 5 件とも異議なしとのことです。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第2号農地法第4条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。
小倉	係長	3ページをお願いします。議案第2号農地法第4条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況は休耕、面積は312㎡、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、持分2分の1、〇〇〇、〇〇〇〇、持分2分の1、使用目的及び規模は住宅79、42㎡、駐車場、庭232、58㎡、着工日、工事期間は許可の日より6か月以内、農用地の内外は用途外です。隣接同意、水利同意共に不要でございます。この土地は、都市計画用途地域内（第一種低層住居専用地域）にありますので、第3種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が山林、現況は畑、面積は登記簿9,203㎡の内600、69㎡、他2筆、合計面積は登記簿10,712㎡の内1,022、41㎡、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は共同住宅1棟12戸、292、79㎡、駐車場18台729、62㎡、着工日、工事期間は許可の日より8か月以内、農用地の内外は用途外です。隣接同意はございます、水利同意は不要でございます。許可後に分筆予定でございます。この土地は、都市計画用途地域内（第一種中高層住居専用地域）にありますので、第3種農地です。3番、土地の所在は、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は57㎡です。所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は、太陽光発電施設57㎡です。着工日、工事期間は許可の日より3か月以内、農用地の内外は用途外です。隣接同意、水利同意共に不要でございます。この土地は、過疎化の山村区域にある小集落の農地で、第2種農地です。4番、土地の所在は、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は321㎡です。所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は、太陽光発電施設321㎡です。着工日、工事期間は許可の日より3か月以内、農用地の内外は用途外です。隣接同意はございます、水利同意は不要でございます。この土地は、過疎化の山村区域にある小集落の農地で、第2種農地です。以上4件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第4条第2項の許可できない要件に該当していません。農地法第4条申請以上4件ご審議の程よろしくお願い申し上げます。
議	長	はい、有難うございます。ここで現地調査の代表委員のかたの所見を賜りたいと思います。1番。
〇〇番	委員	〇〇番です。6月6日に局長、係長、〇〇〇〇委員と〇〇行政局を出発しまして、〇〇〇地区内と〇〇〇地区内の6件の物件を調査してきました。1番は、〇〇小学校の下50mで、前に排水路もあり別に問題はないと思います。2番は、この敷地内は〇〇〇〇さんの敷地内の中での事ですので、隣近所にも迷惑をかけることもなく、また排水路は前側と公園の裏側にもありますので、問題はないと思います。
議	長	はい、3番。
〇〇番	委員	〇〇番です。3番は太陽光発電施設をやるという事で、隣接は東側が道路、北側と西側に宅地、南側に水路、水利組合はありません。申請地は人手が

無く耕作が難しく休耕になっていた、今回、隣接の宅地と共に発電に適した土地ですので転用して活用したいという事です。次に4番、これも太陽光発電施設です。現況は休耕地で、東側が谷川、西側が国道、南側に宅地、北側が農地で同意があるという事で、水利組合もありません、排水について何も問題がないと思われまます。転用理由としては、標高も高く山の中腹で太陽光発電に適しており、付近に影響も無く転用したいとの事です。以上です。

- 議 長 はい、有難うございました。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。
- 〇〇番 委員 〇〇番です。この〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは親子関係で、家を建つんだったら1mでも高い所に建ちたいという事です、異議ございません。
- 議 長 はい、2番。
- 〇〇番 委員 〇〇番です。2番について現地調査委員さんの言うとおりですけども、現地については高台で、〇〇〇は海からの風が強く、住宅地でもあり、今まで消毒等に大変苦勞しておりましたので、その点を考慮して宅地にするという事で、異議ございません。
- 議 長 はい、3番。
- 〇〇番 委員 〇〇番です。ただ今の現地調査委員さんのお話のとおりでありまして、付近にも影響が全く無いと思われまますので、異議ありません。それから4番ですが、これも同じく異議ありません。
- 議 長 はい、議案第2号農地法第4条申請4件異議なしとの事でございます。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし。
- 議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第3号農地法第5条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。
- 小倉 係長 5ページをお願いします。議案第3号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は19㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は分譲住宅1棟、駐車場等19㎡、着工日、工事期間は許可の日より12か月以内、農用地の内外は用途外です。隣接同意はございます、水利同意は不要でございます。この申請の計画は、19㎡の土地に分譲住宅と駐車場となっておりますので説明を致します。これは、隣接の雑種地2筆と併せた3筆で1,441㎡の全体計画で、申請地19㎡のみが農地のためこの申請となりました。この土地は、都市計画用途地域内（第一種住居地域）にありますので、第3種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,618㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は分譲住宅6棟406㎡、道路、駐車場1,212㎡、着工日、工事期間は許可の日より12か月以内、平成25年10月22日に農用地区域から除外しています。隣接者、水利組合との立会いを予定しておりますが、まだ最終確認が出来ておりません。隣接同意はございません、水利同意は交渉中でございます。周囲を山と川に囲まれた2種農地でございます。3番、土地の所在は〇〇

○字○○○○、地目は登記簿、現況共に畑、面積は339㎡、譲渡人は○○○、○○○○、譲受人は○○○、○○○○、使用目的及び規模は駐車場339㎡、着工日、工事期間は許可の日より4か月以内、農用地の内外は用途外でございます。隣接同意はございます、水利同意は不要です。過疎化の山村区域にある小集落の農地で、第2種農地です。以上3件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しておりません。農地法第5条申請以上3件ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長 はい、有難うございます。それでは現地調査の代表委員のかたの所見を賜りたいと思います。1番。

○○番 委員 ○○番です。1番の申請地が○○小学校より北へ50mとなっておりますが、○○小学校のちょうど目の前にあります。道路より高台になっていて、排水路も道路の所にありますし、別に問題はないと思います。

議 長 はい、2番は継続審議中なので現地調査がありませんので、3番。

○○番 委員 ○○番です。この駐車場にする所は、現況は栗畑、東側に里道、南側、西側に宅地、北側に市道となっております。水利組合もありません。転用理由としては、現在の駐車場が狭いために作る。盛土60cm、周囲にU字溝とフェンスを設置する。雨水はU字溝を通じ里道側の側溝へ流すという事で何も問題はないと思います。

議 長 はい、有難うございました。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。

○○番 委員 ○○番です。これは○○○○委員の件ですけども、先日連絡がありまして異議ないとの事です。

議 長 はい、2番。

○○番 委員 ○○番です。もう3か月ほど保留になっておるんですけども、まだ前向きに進んでおりません。今月もまた保留という事でお願いします。

議 長 はい、3番。

○○番 委員 ○○番です。現地調査の委員さんのおりに、○○○○さんは前の区長さんで、前々から○○○○の駐車場の件で頭を悩ましていたところ、こういう話になって喜んでいいるという事で異議ございません。

議 長 はい、2番につきまして、○○○○委員さんのほうから4回目の保留と言うことでありますけども、計画的にはどうされる予定ですか。

○○番 委員 一応、あそこは遊水地帯なんで、今は法面で利用するようになっているが、○○○○が自分の用地の分を全部使いたいという事で、それでは上手の農地に水が溜まって排水ができなくなるので、聞いたところでは○○○○さんは50cmのU字溝を入れて許可をしてくれんやろかという案は聞いてるんですが、今月末には隣接と水利組合で寄って、話して、出来たら7月の委員会で同意がいただければ、通してあげたいと思っています。

議 長 隣接と水利組合は今月中くらいで何とか目途をつけて交渉したいという事で、7月の委員会には出してくるよという事でありますけども、皆さんそれでよろしいですか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それでは4回目と言うことですが保留という事で、議案第3号農地法第5条申請1番、3番は異議なし、2番については保留という事で、そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第4号相続税の納税猶予に関する適格者証明について事務局の説明をお願い申し上げます。

松平 主査 6ページをお願いします。議案第4号相続税の納税猶予に関する適格者証明です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は603㎡、他に23筆ございまして、合計面積17,477㎡です。届出人は、〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積は17,477㎡、相続開始年月日は平成25年8月15日でございます。以上、相続税の納税猶予に関する適格者証明1件、ご審議の程よろしくようお願い申し上げます。

議 長 はい、有難うございました。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。

〇〇番 委員 〇〇番です。この物件については今まで旦那さんが作っておったんですけども、つい最近亡くなられてまして相続で、娘さんが〇〇〇の職員さんに嫁いで、旦那さんが亡くなった時点で〇〇〇を辞めて農業をしておるんですけども、地域の人に確認したところ、十分に維持管理、丁寧に耕作もしているという事で、何ら異議はございません。

議 長 はい、議案第4号相続税の納税猶予に関する適格者証明1件異議なしとの事でございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第5号許可書の返納、農地法第5条について事務局の説明をお願い申し上げます。

小倉 係長 7ページをお願いします。議案第5号許可書の返納、農地法第5条です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は休耕地、面積は1,593㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は建設資材置場835㎡、許可日は平成25年10月29日、許可番号は和歌山県指令西地農地第〇〇〇〇〇〇号、返納理由は他に資材置場を確保できたためでございます。以上、許可書の返納、農地法第5条1件、ご審議の程よろしくようお願い申し上げます。

議 長 はい、有難うございました。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。

〇〇番 委員 〇〇番です。この物件については、〇〇〇の〇〇〇〇の裏側になってくるんですけど、譲渡人の〇〇〇〇さんにも確認したところ、他に便利な土地ができたので、この件については双方が話し合いをしながら解約できたという事で、何ら異議はございません。

議 長 はい、議案第5号許可書の返納、農地法第5条1件異議なしとの事でございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして報告第1号農

- 地等売渡あっせん成立について事務局の説明をお願い申し上げます。
- 小倉 係長 8ページをお願いします。報告第1号農地等売渡あっせん成立です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は886㎡、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は平成26年5月14日、価格は40万円です。あっせん委員さんは〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さんの3名です。農地等売渡あっせん成立以上1件報告申し上げます。
- 議 長 はい、有難うございます。あっせん委員さん大変ご苦労さんでございました。それでは、あっせんの顛末の報告をお願い申し上げます。1番。
- 〇〇番 委員 〇〇番です。これは去る5月14日に、申し出のあった〇〇〇〇さんの畑の隣にあります〇〇〇〇さんという方ですけども、ここが隣の畑ですし、また認定農業者でもありますしお願いしたところ、40万円という価格であっせんが成立いたしました。以上でございます。
- 議 長 はい、有難うございました。報告第1号について、ご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)
- 議 長 ないようでございますので、報告第1号、報告とさせていただきます。続きまして報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知について事務局の説明をお願い申し上げます。
- 松平 主査 9ページをお願いします。報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は887㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は平成26年5月13日です。農地法第18条第6項の規定による通知以上1件報告申し上げます。
- 議 長 はい、有難うございます。この件については先程〇〇〇〇の方から説明のあった分でございます。報告第3号について、ご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)
- 議 長 ないようでございますので、報告第2号、報告とさせていただきます。それではその他の案件でございます。5月の県の農業会議に提出をいたしました4条1件、5条4件につきましてすべて無事答申されましたことをご報告申し上げます。それではもう1件、来月の任期最終の定例委員会の日程が若干変更になってございますので、含めて局長のほうからご説明をさせていただきます。
- 愛須 局長 7月の定例委員会は7月7日月曜日午後3時から同所で開催と、定例会終了後のお別れ会の説明。旅行積立金の返却、当選証書付与式、推薦委員市長任命式、初総会の説明、農業者年金の現況届の説明。
- 議 長 ただ今説明をさせていただきました、来月の定例会は7月7日月曜日です。午後3時からという事で、それから最後の委員会という事で、6時からお別れ会を開催するという事で、異議ございませんか。
(なしの声あり。)
- 議 長 また、万障繰合わせて全員出席をしていただきますように、よろしくお願

い申し上げたいと思います。それでは本日予定しておりました案件はすべて終了しましたが、皆さん方から、何かご意見、ご質問ございませんか。ないようでございますので、大変忙しい時期でございます。本日はこれで終了いたします。有難うございました。

午後 3 時 2 8 分終了

以上会議の顛末を記しその確認を証するため下記に署名する。

3 7 番委員

3 8 番委員

議 長